

ちゅうなん 得トーグ ライフ

編集／発行 伊勢原市桜台 1-16-12 中南信用金庫 経営情報センター



トピックス

- くらしのはてな？
働き方改革関連法が施行されました

●無料相談会のお知らせ

- NEWS
中小企業の減少に歯止めをかける施策

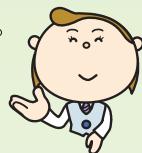
●なんでもデータ!!

- ちゅうなんインフォメーション
ちゅうなん創業アシストローン

ちゅうなんの 経営情報センター

お気軽にご相談ください！

中小企業診断士による経営相談をはじめ、顧問弁護士・税理士による定期相談会も開催しています。



無料相談会のお知らせ

顧問弁護士による 法律相談

5/9(木)、6/13(木)、7/11(木)

顧問税理士による 税務相談

5/8(水)、5/22(水)、6/12(水)、
6/26(水)、7/10(水)、7/24(水)

当金庫提携先 株式会社朝日信託による 遺言信託・相続相談

随時個別開催

時 間

法律・税務 10:00~12:00

ご相談場所

中南信用金庫経営情報センター
(伊勢原支店2階)

*ご相談の際には事前にご予約が必要です。
*詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。

経営情報センター
ご相談受付専用フリーダイヤル

0120-775-598

くらしのはてな？

《働き方改革関連法が施行されました》

働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）が2019年4月1日より施行されました。この法律の施行により私たちの生活や企業経営はどのように変わっていくのでしょうか。制度の改正は多岐にわたりますが、今回はこの法律について重要なポイントをまとめます。

■働き方のルールは具体的にどう変わるの？

	施行前	施行後
① 時間外労働の上限規制	労使が労働基準法に基づいて特別条項付の協定を結べば時間外労働時間の上限をなくすことができる。	原則として月45時間・年360時間までとする。特別な事情があり、労使が合意する場合でも、年720時間以内などの上限がある。中小企業は2020年4月1日より適用される。
② 年次取得有給休暇	上限規制のイメージ ■改正前 ・大臣告示による上限（行政指導） ・月45時間 ・年360時間 上限なし（年6か月まで）	■改正後 法律による上限（特別条項/年6か月まで） ・年720時間 ・複数月平均80時間* ・月100時間未満* *休日労働を含む 法律による上限（原則） ・月45時間 ・年360時間 法定労働時間 ・1日8時間 ・週40時間
③ 同同賃労働	勤続年数などに応じて最大で年20日の有給休暇が付与されるが、取得は労働者からの申請による。また、取得は義務ではない。	年5日の有給休暇取得を企業に義務付ける。企業は労働者の意向を聞き、それを踏まえて時期を指定して取得させる。違反した場合には30万円以下の罰金が科せられることがある。
④ 勤務間インターバル	正社員と非正規社員でどのような待遇差が不合理に当たるか明確になっていない。	厚生労働省がガイドラインを定め、正社員と非正規社員の間で、基本給や手当などで不合理な待遇差を設けることを禁止する。中小企業は2021年4月から適用される。
⑤ ナフ高労度制シフトヨロ	退社から翌日の出社までの時間については法律による規制はない。	前日の終業時刻から翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を確保する。休息時間の具体的な定めではなく、努力義務であるため違反しても罰則はない。
	■通常は 勤務 勤務終了時刻 通常の始業時刻	■勤務間インターバルを導入した場合 勤務 勤務間インターバル 勤務 始業時刻を繰り下げ

■事業者に対してどんな支援制度があるの？

働き方改革に関する相談にワンストップで対応する「働き方改革推進支援センター」の無料相談窓口、業務改善や従業員のキャリアアップを支援する各種助成金、支援ツール情報提供などの支援制度があります。

詳細は働き方改革特設サイト(www.mhlw.go.jp/hatarakikata/)をご確認ください。

※出典：厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)
詳細については、上記ホームページをご確認ください。

NEWS!

~中小企業の減少に歯止めをかける施策~



資料:総務省「経済センサス・基礎調査」、「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス・活動調査」、「平成28年経済センサス・活動調査」再編加工

- (注)1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。
2. 2009年、2014年の経済センサス・基礎調査の調査時点は7月であり、2012年の経済センサス・活動調査の調査時点は2月、2016年の経済センサス・活動調査の調査時点は6月である。
3. 経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の補足範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

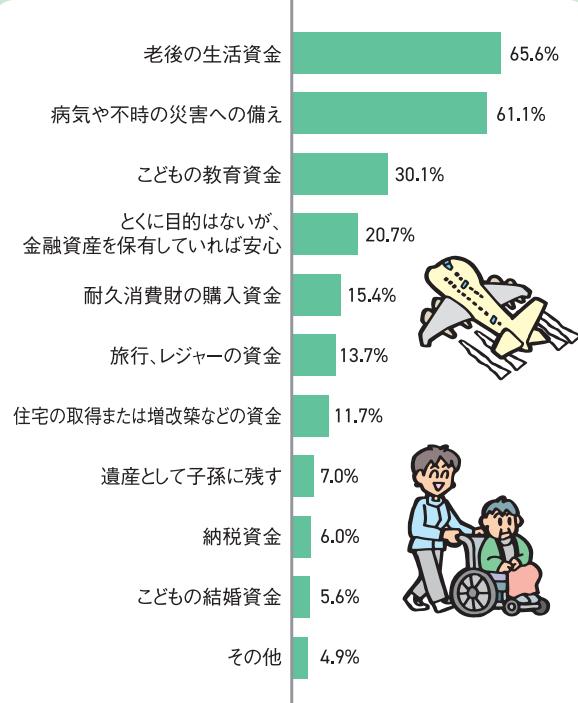
中小企業の数は、年々減少しています。2025年頃までの10年間に、70歳(平均引退年齢)を超える経営者は約245万人で、うち約半数の127万人(日本企業全体の1/3)が後継者未定となっています。これを放置した場合、廃業の急増により、累計で約650万人の雇用と約2兆円のGDPが失われる可能性を経済産業省は指摘しています。政府は中小企業の減少を食い止めるべく、円滑な事業承継を促す施策を講じ、また、創業者の増加を図るべく、産業競争力強化法等により地方自治体が民間の創業支援等事業者と連携を図り、創業支援事業に取り組んでいます。中南信用金庫も創業支援等事業者として地方自治体と協働して創業支援を行う体制とっています。事業承継や創業に関心のある方は、お気軽に中南にご相談ください。

なんでもデータ!!

金融資産の保有目的

保有の目的として、「老後の生活資金」が最も多く、次いで「病気や不時の災害への備え」となり、この2項目が突出した貯蓄目的となっています。みなさんはどのような目的で金融資産を保有していますか?

金融資産の保有目的 (3つまでの複数回答)



2018年 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
[二人以上世帯調査]より

ちゅうなん創業アシストローン

新規創業のお悩み、創業前から創業後まで、<ちゅうなん>が継続的にサポート!

ご利用いただける方

当金庫営業地区内で新規創業する個人事業主、法人、または創業してから5年未満の個人事業主、法人

お使いみち

運転資金、設備資金

(神奈川県制度融資の創業支援融資または当金庫のプロパー融資)

*ご融資限度額、ご融資利率、返済方法等についてはお問合せください。

サポート内容

お申込みいただいた際には創業前後に以下のサポートを行います。

■事業計画書の策定、見直しのご相談 ■簡易財務診断

その他

■借入れ金額に応じた自己資金の確認を求める場合がございます。

■お申込みに際しては事前審査がございます。

結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。



詳しい内容は窓口または専門担当者へお問い合わせください。

気さくなおつきあい

中南信用金庫

<http://www.chunan-shinkin.co.jp>

